

今回の改正の経緯と審議会の在り方の問題

- 1 文部大臣が審議会に意見を求めた依頼文の検証
- 2 昭和28年宗教法人審議会決議の確認
- 3 改正審議会の経緯の背景と政府の狙い
- 4 審議会に参加していまだに疑問の残っている点
- 5 宗教不信の世論に応答する宗教界の動向

※以下、発言者は力久隆積

善隣教の教主、力久隆積でございます。このような場へお呼び頂いたのは、私が今回の宗教法人法改正の審議委員でございましたので、審議の経緯などを知りおくということであろうかと思えます。30分という短い時間ですので、レジメを読みながら意見を申し上げます。

力久隆積
(善隣教)

提出資料の簡単な説明

資料としては、文部大臣の挨拶〔資料1〕、昭和28年の宗教審の決議〔資料2〕、さらに審議会の議事要旨として、平成7年4月25日の最初の分〔資料3〕と、最後の9月の分〔資料4〕、さらに国会で「議事録を出せ」「いや、出さぬ」ともめた元日の議事要旨〔資料5〕を提出させていただきました。

さて、今回の改正の経緯と審議会の在り方ということですので、一応、以上の資料にもとづいてお話をさせていただきます。と思います。

まず最初の〔資料1〕は、文部大臣が審議会に意見を求めた挨拶文、いわゆる依頼文の検証をさせて頂きたい。なぜかと申しますと、審議会は、文部大臣からの意見に応えるという形だから、文部大臣の審議会に求めた主旨は何かということを抑えれば、大体、今回の法改正の元が分かるだろうと思つたからでございます。

それから〔資料2〕は、実は宗教法人審議会は26年に制定され、年後に宗教法人審議会の位置付けを確認しあつてゐるが、宗教法人審議会がどういふ存在であるのかを、もう一度確認する意味もあり、今回の審議委員会がその決議に基づいていたかどうかの疑義を感じるので、この昭和元年宗教法人審議会決議内容を提出させていただきました。

そして〔資料3〕は、今回の改正審議会の経緯の背景と政府のねらいは何であつたのか、私見をは差しはさむことになろうかと思いますが、その事についてお話をさせていただきます。

〔資料4〕は、審議会参加して、いわゆる宗教者として、これが施行されるとこういう問題が残つてゐるんではなからうかという点を、述べたいと思います。

そういうことから〔資料5〕では、宗教不信という世論に答えて、宗教界にもいろんな動きが出ていることを報告させていただきます。

1、文部大臣の挨拶文〔資料1〕にもとづいて

まず、文部大臣が審議会に意見を求めた挨拶文であります。オウム事件を契機としてこの審議会に法改正を依頼したというのは明白であります。

加えて、この挨拶文にも出ていますが、「時代の変化に伴い：」という文言があり、さらに、「オウムに端を発し：」と、オウム事件のことに對して審議会から非常に反発が出た。すべての宗教をオウムと同じように見て、網にかけるとは何事だという声が上がると、途中で変化して、「時代の変化に応じて法改正すべきである」という論が強くなつて来たのであります。

そして、所轄、活動状況の把握、情報開示という三項目については具体的な方向を示して論議が進んでいるといふことです。挨拶文の中にもこの三つが示されています。

私が疑問を感じるのは、最後のところに、「宗教法人法の改正を必ずしも前提とはしない」と言いながら、「早期の考え方の取りまとめをお願いしたい」とチグハグなことを言っている点であります。

我々としては、法改正を前提としないのなら、もっと幅広く検討できるだろうと思つていたにもかかわらず、論議がどんどん改正に向かつて進められた。この事について、いまだに違和感を持っているわけでございます。

2、昭和28・12・4宗教法人審議会決議〔資料2〕にもとづいて

さて、昭和28年の宗教審議会の詳しい経緯は存じませんが、ここに書いてありますように、「文部省と宗教との間の唯一の緩衝的役割を果たす機関であつて：」とあり、いわば宗教と国家のショック・アブソーバー的役割の意味があつたのであります。今回の審議会でも、宗教と国家の間に亀裂が生じたわけですから、ショック・ア

ブソーパーの役割をなくしてしまったということになります。

さらに、「仮にかかる機関がないとすれば、所轄庁は宗教団体に対する不当な批判又は不要の抵抗をなす等、政府と宗教界との間に不必要な摩擦を生ずるおそれがある」とあります。

審議会は、11人の宗教界代表と、4人の学識経験者、計15人で編成されているわけですが、宗教界の声を聞くというを中心とした審議会が、途中で、学識経験者等の審議委員を5人増員するということに決まりました。

その増員について、私は審議の過程の中で、「学識経験者だけを増やすのはおかしい。宗教者も増員すべきではないか」と申し上げたところ、文化庁はうまいこと逃げた。

つまり、「学識経験者等だから、それは抵触しない。したがってこれには、宗教者が含まれる可能性もある」という意味のことを言われたわけです。

ところが4月26日の時点では、「学識経験者のみ」と限定されていた。

現在、宗教界の構図が非常に変化していて、日宗連に全宗教団体が属しているわけではなく、日宗連に属していない教団で、例えば、天理教、生長の家、仏所護念会などがあり、またかつて新宗連に所属して何らかの理由で離れた教団とか、どこにも所属していないオウム真理教、幸福の科学とか創価学会などもあるわけですし、大半の宗教が日宗連に参加していないという状況がある。

ところが審議委員は、日宗連五団体の推薦によって出されているわけですから、必ずしも全宗教界の代表者とは言い難いということになります。

こう言っただけかと思いますが、日宗連所属のところから問題となるような事が起こらなくても、日宗連所属でないところから起こり得る可能性が皆無ではないわけですから、日宗連所属でない宗教団体からも審議委員を出

すべきではないと主張したのですが、さほどの応答はなく、ただ4月26日の議事録に示すという程度でとどまっているのであります。

かんじょう緩衝的役割を果たす審議会が、今後どういふ風になっていくのか分かりませんが、審議会が存在する以上、法改正までいかなくても、十分やっていたと思うのであります。

ですから、審議会よりも法が機能を果たそうとしている現状というのは、決して好ましくないと考えます。

3、「改正審議会の経緯と政府のねらい」〔資料3〕にもとづいて

さて、資料3の「改正審議会の経緯と政府のねらい」でござりますが、これは、読みながら説明させていただきます。

(1) いわゆるオウム再発防止の世論に押された形で改正への流れができていた。

これは非常に問題であります。つまり、国民の期待しているのはオウム問題。そして宗教法人法を改正すればオウム再発防止ができるのではないかということがマスコミ論調的に進んでいった。

(2) 改正すべきか否か議論するはずだったが、法的不備を整える一部改正との前提で、根本的論議はなされなかった。

この中で、法改正は、現伏ではタイムリーではない時期が悪いという意見が出ましたし、途中では、再発防止ではないということを常に確認しながら運ばれました。

先程も申しましたように、文部大臣が必ずしも改正を前提としないというならば、改正すべきかどうかというところを議論して、そもそも、宗教法人はどういふ本質を持っているのか。先ほど、新井先生がおっしゃいましたように、所轄庁というのは届け出をするところとされているが、結局は監督官庁であるとおっしゃいました。すると、この法律は届け出をするという法的立場を確立するためであったとするならば、その辺を議論すべきであったけれども、この点についてはあまり議論されなかった。

- (3) 4月5月の2回の審議会は、ある程度、慎重に議論されていたが、2回目の閉会の間際、会長の動議で特別委員会を設けることが決まり、急速に改正へ向けて議論は進んでいく。

この時の会長さんは、大変お上手な方で、反対の出そうな項目は、審議会の終わり、それもみんなが席を立つ頃、ボンボンと、「特別委員会でも開いたらいかげんか」というやり方で出された。そこで、ちよつと待て、特別委員会ということは、改正へ向けて進むことになるんじゃないかという声が上がった。

- (4) 今回の審議会の動きは事前にマスコミ側に漏れていて、改正のための特別委員会という言われ方が報道されていた。

審議会が開かれる日の朝の報道で、すでに改正のための特別委員会という言われ方が報道されていて、誰がそんな情報を流したんだという意見も出たわけですが、冷静に慎重に、改正すべきかどうかというところに入っていく

には、なかなか厳しい状況がありました。

- (5) 改正すべきかどうかも含め、問題点の整理をするための特別委員会ということになっていたが、文化庁主導のもと法律案に近いものが提出されて論議は進んだ。

実は、こういうことでした。「問題点を整理するために特別委員会を設けます。そして、改正すべきかどうかも論議します」という前提でしたが、結果としては、文化庁主導のもと、法律案に近いものが常に提出されて、論議が進んでいった。つまり、叩き台となる資料を作ることですから、ある程度案が出るわけですし、審議会というのは、要するに意見を聞くだけですね。審議というのはない。賛成、反対という討論よりも、「どうですか、ハイ、次の方!」という調子で進めて、言いたい人が意見を言えば、「大体、意見も出そろったようですよ」というやり方で、次の項目に移っていった。

そんなやり方で、大体、書いてあることが通ることになっている。それに、ちょっと注文がつくと、それが次回に少し修正されて提出される。どうも、私が思っている審議の常識とは掛け離れている感じでした。

- (6) 8回におよぶ特別委員会、なぜか拙速批判の宗教の声を無視して異常な早さで、改正案を9月5日の審議会の総会に提出することになる。

- (7) その背景には、参議院選挙での政府与党の敗北があり、オウム再発防止の世論をきっかけにした改正の流れ

はいつしか、新進党Ⅱ創価学会対策としての法改正へスピードアップしたのは論を待つまでもない。

異常な早さになるきっかけが気になるところであります。2回目が終わって、特別委員会が編成され、それが開かれる頃に、世間では参議院選が始まって自民党が200万票負けるといふ政治的局面が出て、その頃から改正という方向に勢いが出てきたわけでありませぬ。

当然のことながら、審議会の中で「参院選で負けたのでよろしくお願いします」なんていう話が出るわけではありませぬ。

しかし、そうした政治的なことが露になって来たのは、特別委員会が開かれるようになった頃だと思っております。

というのは、特別委員会でヒヤリングが2回行われ、1回目は、いくつかの各都道府県の宗務課の代表の方、元文化庁の専門委員であった阿部さんという学識経験者、さらに2回目では、日宗連に属していない教団ということ創価学会、天理教、霊友会などの中から代表ということで創価学会の方が出られた。そこで2回目の審議会です。「これは創価学会をターゲットにしているじゃないか」という声が上がった。

つまりは、政争の具として改正問題を扱うという気配に対する反論が出たわけです。

(8) 論議の柱は次ぎの五つで、それは三つに絞られた。

- ① 所轄の問題
- ② 情報開示の問題
- ③ 報告の問題
- ④ 認証の問題
- ⑤ 解散の問題

みなさんの論議によって整理され、所轄の問題、情報開示の問題、報告の義務、そして、認証の在り方、解散の問題という五つになりました。

実は、オウム問題が起こった頃は、認証に問題があったのではないか、解散について見直さなくてはならないのではないか、そういう声が上がっていたわけですが、オウム再発防止という段階になって、宗教者から「これは政教分離、信教の自由をおかすことになる」という反対論が出たため、これはおろした。

そういうことから①②③の三つになったわけですが、さらに注視すべきは、

①と③が今回の改正で、次ぎの審議会から認証と解散について論議しようとしている。

ということですが。これは4月26日の審議会でまたもや席を立とうかという終わり間際、会長が「次ぎは、認証と解散ですな」と言いながら出したものです。

それで次回の審議会が招集される時、審議会の在り方をめぐって相当分糾したわけですが、初めは小規模で、次は根幹に関わることを審議するという、こういうことが怖い。ですから、そういう動きについて注視しなくてはならないかと思っております。

(9) 9月22日の審議会において調査権なるものが4項目^カに出され宗教界の委員から鋭い反発があり、後に質問権に変更する。これとても納得されず次回に持ち越される。文化庁としてはこのとき、報告案をまとめるつもりであったが、次回おくりとなった(※29日の日付を22日に修正)

実を申しますと、「所轄・情報・報告」の義務でした。そこで議論が進みまして、22日の審議会（総会）の時、4つ目に調査権というのが出されたわけがありますが、「これを法制化しようとしているのか。どういう事だ」というすごい反論が出て、それが質問権という言葉に変わりました。

調査を質問という言葉に変えれば、少しは宗教界の賛意を得られるのではないかという思いであったでしょうが、そのあたりから議論が非常に紛糾してきて、「法改正がそこまで及ぶことになるなら大問題だ、元に戻って論議しなくてはいかん」という意見が出て、22日、29日と続けて審議がなされたわけがあります。

実は、22日に報告案を文部大臣に出す予定だったそうですが、これは先送りということになって、今一度、論議をすべきであるということで9月29日も審議会が予定されたわけがあります。

- (10) いよいよ9月29日、文化庁側（会長）は、質問権のみの論議で他の項目は審議済みしようとしていたが、報告前文に「大方の意見であった」との文言に数名の委員から何をもちて大方と言えるかと意見が続出。

これは資料5の「宗教法人の制度について（報告）」の中ほどに、「本審議会は、以上のような審議検討の結果、大方の意見は別紙のようであったので、本日ここに報告する」という文言に対して、「大方ではないではないか。反対意見も出ているではないか。それを大方の意見とは何事だ」という反論が出たわけです。

とくに質問権に至っては、「これこそ法改正のねらいではないか。根本に戻って論議すべきだ」という意見も出て来たわけがあります。

(11) なぜ本日9月29日に報告しなければならないのか、政治日程に合わされたのでは冷静な審議はできない。再審議をすべきだとの意見が出る。

(12) 会長一任の声も出たが、一任はできないとの意見も出る。中には、せめて両論併記で反対意見も明示すべきだという意見もある。そして、十分な取りまとめのないまま閉会。

もう、とにかく開いた口が塞がりません。

(13) 一人の委員は席を立たず、せめてもう一度審議してくれと食い下がり、もう一人の委員は、この模様を報道に流してよいかと詰め寄る。会長は、取材を断るわけにはいかないと認める。

もう一人の委員、この模様を報道に流していいかと言ったのが私であります。その時点まで審議会は、報道関係に対しては、いわゆる会長のブリーフィングでうまく運んでいるという印象がもたれていた。それは、会長を通じてしか情報を流さないという緘口令がしかれていたからです。ところが今申しましたように、取材止むなしという会長の声があつて、この9月29日、宗教界にもいろいろ意見があるということをテレビが取り上げ、7人の反対があつたことが表に出たわけです。

(14) その日に国会に報告書が出され、審議は国会の場に持ち込まれる。

(15) 一委員より、「反対意見を反映すると言いながら、文部省案だけで何の修正も両論併記もなかったことに抗議文を三角会長あてに提出。

審議委員の一人が抗議文を会長あてに公開質問状という形で提出した。

(16) さらに一委員より抗議文が出され、7人の委員連名で審議の再開の申し出書が文部大臣に出されるが、何の応答もない。

審議再開の申し出は3回出されたが、何の応答もなかった。

(17) 平成8年4月26日の審議会において前回の総括をなすべきだとの意見が出て、審議の進め方に対し会長不信の声上がる。中にはあれで良かったとの意見も出る。ただ文部省と宗教界審議との間に今までのような麗しい関係がなくなった事だけは確かである。

今までは、文化庁と宗教法人審議会とは麗しい関係で意見交換をしていた。

こうしたいと思うがどうでしょうか、これはきついですよ、今度はこのように制度が変わりますので、ご協力をよろしくとか、そうした形で進めていた。さらに収支決算書等を報告していないように言われているが、数多くの宗教団体は報告をしていたわけでありませう。

4、審議会に参加して今だに疑問の残っている点

(1) 憲法と宗教法人法との関係が煮詰っていない。しかも歴史的背景からの論究が足りない。

(2) 「所轄」を監督官庁と見るか、法人としての届先と見るか、この論議に踏み込まず法改正に向かったのは、文部省に前者の機能を持たせる形になし崩しになってしまった。

踏み込んだ論議のないまま、なし崩しになってしまった。

(3) 信者及び利害関係人の閲覧権については、「信者」の認定は問題を残したままで、宗教の側は信者の線引きを委ねられても責任は担えず、利害関係人とのふれこみで総会屋的やられ方をする場合も想定できる。ともかく宗教法人にいたらずらに混乱をもたらすだけにすぎない。法によって規制するのではなく宗教教団側の自治と自浄を促すにとどめるべきであった。

(4) 報告の義務については、今まで文部省と宗教界の麗しい関係の中から自主的報告をしていた。このことで報告の有無のデータを求めても、何も答えず、ただ法による義務だけが明示されることになり、やはり文部省は監督官庁的色彩を強化しただけである。

どことが、どういう報告をしているかと訊いても答えてくれない。小規模八千万というのも問題がある。それから報告の目的は何かと訊いても応答はなし。国勢調査権と守秘義務との関係はどうなっていくのかということについても、この法律には何も明記されていない。運用でどうなるかまるで分からない。

(5) ましてや質問権については、いかに拒否権はあるとしているがイメージを大切にす宗教教団は、所轄の言いなりにしかなれないのは明白である。

(6) 以上に加えて宗教界の自治自浄の促進の名目で文部省主導で情報センター設立を目論んでいるとしたら、信教の自由・政教分離の根幹を揺るがすことになる。

(7) 政府与党も宗教界の反発に戸惑いを隠さないし、結局、あの法改正で何が残ったか。文化庁の予算が三倍以上に膨らみ、職員も増員し、宗務課の部屋も大きくなり、もしかすると情報センターと言う天下り先も出来る。しかも宗教界への不信の嵐はますます吹き荒れている。拙速審議のなれの果てを見る思いがする。

戸惑いの模様については、手元の資料6あとをご覧いただければお分かりになります。たとえば、広報委員長亀井静さんが選挙対策用に全部の広報予定者に出しているわけです。

宗教界から、こう言われたとか、こういうところは必ず致しますから言ったとか、言い訳文をいっぱい書いてあるわけです。だから、政府も実は困っているわけです。宗教界の票が逃げそうだということですから。

それで結局、文化庁も予算が3倍以上に膨らんで、職員も増員しました。宗務課の部屋も多くなりました。もしかすると宗教情報センターという天下り先ができるのかも知れない。どっちが得をするか分かりません。

(8) 今期の税法改正で年内予算8千万円以上の宗教法人に報告の義務を課しているが、これは大きな問題を残している。

5、宗教不信の世論に応答する宗教界の動向

(1) いくつかの教団において宗教法人法の問題に対する研究機関が設置され応答をし始めた。

(2) 学識経験者の呼びかけによる「宗教法人問題連絡会議」が推し進められ、靈感商法等の被害者弁論との研究会、創価学会代表者との討論、与謝野馨前文部大臣との議論、日宗連側の意見を聞くなどを重ね、宗教情報センター構想を研究している。

(3) 日宗連および各連合会においても宗教情報センターづくりに進み始めている。

(4) 政治権力に問題があるだけでなく、宗教界も国や国民へきつちり対応できる体制を作らなければ、宗教界の将来は暗いものになるであろう。

最後になりますが、この間、25日に、宗教法人問題連絡会という事で、宗教界で勉強会をやっていたのでありますが、そこに亀谷氏という日宗連の理事長がお見えになって言われた一言が非常に効きました。つまり、「この法を見ると、宗教者にとっては活動が不自由になったという印象がどの項目にもある。しかし、所轄庁にとっては締がしやすくなったに過ぎない」ということでした。

大変時間をとりましたが、以上で終わらせていただきます。